

布川事件の更なる証拠開示と検察の不当な特別抗告の早急な棄却を求める決議

2008（平成20）年7月14日に東京高等裁判所第4刑事部（門野博裁判長）は水戸地方裁判所土浦支部が出した再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する判断をしました。

東京高裁の決定は、新証拠（近隣女性の目撃証言、殺害行為の方法及び順序に関する意見書、ガラス戸実験、毛髪鑑定、S42.10.17 桜井自白録音テープ）と旧証拠を総合すると、確定審で最も重視された目撃証言と自白の信用性に重大な疑問があるとしました。そのため、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じ、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとした土浦支部の判断は正当であるとしたものです。

これに対し、検察官は、7月22日最高裁判所に特別抗告を申し立てました。

そもそも布川事件は、直接二人と事件を結びつける物証は全くなく、『自白』だけでしたが、その『自白』も、虚偽に満ちていることが、水戸地裁土浦部や東京高裁の審理で明らかになりました。肝心の殺害行為の点で、『自白』と客観的証拠は大きく違っていました。加えて、桜井テープに改ざん痕が見つかったように、取調官が作り上げたものであることが明らかになりました。また、審理を通じて無実を明らかにするいくつかの証拠が開示され、重ねて二回の再審開始決定に結びつきましたが、今なお多くの証拠が検察庁によって隠されたままです。このようなことは、公正に犯罪を摘発していくべき検察庁に許される行為ではありません。東京高裁の審理の中で、何の主張も出来なかった検察庁が、多くの証拠を隠したままさらには最高裁に特別抗告するというのは、自らの権威のため、真実を隠し審理を引き延ばすだけの暴挙であり、極めて不当で、決して許されるべきことではありません。

また、裁判所において2回の再審請求支持の判断が出た後は再審公判をはじめるというのがこれまでの通例で、この異例の特別抗告は、無辜の救済という再審制度の趣旨に著しく反し、不当です。

二人は、人生の大半の無実の罪を背負って生きてきました。事件当時20歳と21歳の若者だった二人は、もはや還暦をすぎています。二人の人生を奪ってしまったに等しいこの誤判を一刻も早く改め、二人に晴れて無罪の人生を少しでも早く実現させ、無実の者の人権を擁護することもまた法の番人たる最高裁判所に課せられた重要な責務であると私たちは考えます。

8月30,31日の両日「布川事件第18回現地調査に参加し、二人の無実に確信を深めた私たちは、最高裁判所に、いたずらに審理を長引かせる検察官の特別抗告を即刻棄却することを要請することにも、二人の無罪が確定するまで、今後とも二人を支援し続けることを表明するものです。

2008年8月31日

最高裁判所第二小法廷 御中

布川事件・桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会第18回現地調査参加者一同